

川俣町空き家改修等支援金交付要綱

令和4年4月20日

告示第46号

改正 令和4年11月15日告示第105号

令和5年2月1日告示第3号

(趣旨)

第1条 川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び川俣町移住・定住促進中期戦略に基づき、町は、本町の課題解決に必要な人材等の獲得にあたり、移住者の住居を確保するとともに、空き家を解消し魅力ある景観の形成に寄与するため、定住することを目的として空き家を購入し、改修と片付けのどちらか一方または両方(以下、「改修等」という。)をする者に対し、川俣町補助金等の交付に関する規則(昭和49年川俣町規則第11号。以下、「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、その経費の一部または全部を支援する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

川俣町空き屋等バンク実施要綱(平成30年川俣町告示第90号)により川俣町が運用する「川俣町空き家等バンク」に登録されている物件をいう。

(2) 空き家改修等支援金

第5条の要件を満たす者に対して交付する支援金をいう。

(3) 移住

自らの意思で、本町外から住民票の異動を伴い本町に転入し、空き家改修等支援金の交付申請日から5年以上継続して居住するとともに、主たる生活拠点を本町に構えることをいう。

(4) 改修

空き家の内外装を対象とした一般的な改修・リフォーム等(増築、改築を除く)を行い、戸建住宅(住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。以下同じ。)とするもの。

(5) 片付け

空き家の残置物の撤去、運搬、処分及び居室の清掃等をいう。

(6) 親族

3親等内の血族又は姻族をいう。

(対象経費)

第3条 空き家改修等支援金の対象となり得る経費は、空き家改修等支援金の交付申請日から5年以上継続して居住することを目的として購入した空き家（自らの親族が所有する空き家を購入した場合を除く。）を、次の各号を満たす建設業者へ請け負わせて改修する工事（以下「対象工事」という。）に要する経費と、事業者へ請け負わせて行う空き家の片付けに要する経費とする。ただし、国又は地方公共団体の他の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金に係る経費を除くものとする。

(1) 対象工事の内容に応じた建設業許可を取得していること。

(2) 本町に営業所があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、空き家改修等支援金の対象としないものとする。

(1) 空き家の改修に直接関係のない外構工事等、空き家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定・除草等に要する経費

(2) 空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分

(3) 家電リサイクル対象品（エアコン・テレビ・冷蔵庫等）の処分

(4) 空き家の存する市町村等が無料で収集を行うごみ（粗大ごみを含む。）及び資源物の処分

(5) 移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや、改修後に行う清掃

(6) 住宅の用に供する部分以外に係る改修等（併用住宅の場合）に要する経費

(7) その他町長が空き家改修等支援金の対象として不適当と認めた経費

(交付金額)

第4条 次条で規定する要件を満たす者に対し、対象工事と片付けのどちらか一方または両方（以下、「対象工事等」という。）に要する経費として、最大1,000千円を限度に交付することとする。ただし、片付け費用のみを空き家改修等支援金の対象とする場合は、50万円を限度に交付することとする。なお、実費精算とす

る。

(対象者の要件)

第5条 空き家改修等支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が、交付申請時において満たすべき要件は以下のとおりとし、第1号及び第2号の要件を満たし、かつ、移住者として交付申請を行う場合は第3号の要件を満たすものとする。

(1) 対象者に関する要件

ア 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 本町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、本町以外の地域に在住していた移住者である者

(イ) 賃貸住宅に居住している者

(ウ) 二世帯以上が同居している世帯から独立する者

イ 対象工事を行った空き家に空き家改修等支援金の交付申請日から5年以上継続して居住すること。

ウ 申請者及び同居する世帯員のいずれもが、町税等を滞納していないこと。

エ 過去に空き家改修等支援金の交付を受けた者ではないこと（過去に空き家改修等支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。

オ 川俣町空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）交付要綱（令和3年川俣町告示第55号）において交付対象となる者ではないこと。

カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ク その他、町長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 対象工事等に関する要件

ア 第7条の認定を受けた後に対象工事等に契約・着工・着手するものであること。

イ 認定申請年度の4月1日以降に対象工事等の契約を締結したものであること。

ウ 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、

トイレ)を備えていること。

エ 対象工事等を行う空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。

(3) 就業に関する要件 (移住者のみ)

ア 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること又は自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。

イ 申請時に就業の実態を確認できること。

ウ 国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関に原則就業していないこと。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。

オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する業務でないこと。

(認定申請)

第6条 空き家改修等支援金の交付申請をすることを予定している者(以下「認定申請者」という。)は、対象工事等の契約・着工・着手前に、川俣町空き家改修等支援金認定申請書(第1号様式)に別表1に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、認定申請者が移住者であって、本町へ転入した後に認定申請を行う場合は、転入後1年以内に行うものとする。

(認定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、川俣町空き家改修等支援金認定通知書(第2号様式)により認定申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の認定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(認定の変更等)

第8条 前条の規定により空き家改修等支援金の認定を受けた者(以下、「支援金認定者」という。)は、認定された内容を変更しようとする場合には、川俣町空き家改修等支援金変更認定申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて認定の内容を変更し又は条件を付することができる。

3 支援金対象者は、認定を受けた対象工事等（以下、「支援金認定事業」という。）を中止または廃止しようとする場合には、川俣町空き家改修等支援金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

4 町長は、前項による承認をしたときは、前条による認定の全部又は一部を取消、又は変更することができる。

（認定申請の取下げ）

第9条 支援金認定者は、第7条の通知に係る認定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、認定を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第7条による認定を受けた日から起算して15日以内に、川俣町空き家改修等支援金取下申請書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

（遅延等の報告）

第10条 支援金認定者は、支援金認定事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は支援金認定事業の遂行が困難となったときは、速やかに、川俣町空き家改修等支援金に係る事業遅延等報告書（第6号様式）による遅延等報告書を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 支援金認定者は、支援金認定事業の遂行及び支出状況について町長から報告を求められたときは、速やかに、川俣町空き家改修等支援金遂行状況報告書（第7号様式）による遂行状況報告書等の書類を提出しなければならない。

（交付申請）

第12条 支援金認定者は、支援金認定事業が完了後、支援金認定事業により改修等した空き家へ入居したときは、川俣町空き家改修等支援金交付申請書兼実績報告書（第8号様式）に別表2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第7条の規定による認定日から起算して1年を経過する日までに行うものとする。

（交付決定の通知）

第13条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請書に係る支援金認定事業の結果が認定の内容、

並びに第8条に基づく承認をしたときは、その承認された内容、及びこれに付した条件に適合しているかを審査するとともに、交付の可否を決定し、交付決定するときは、交付すべき空き家改修等支援金の額を確定し、不交付決定とするときは、その理由を明記し、川俣町空き家改修等支援金交付決定兼確定通知書（第9号様式）により交付申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

（請求及び交付）

第14条 空き家改修等支援金の交付決定を受けた者（以下、「支援金対象者」という。）は、前条の規定により交付決定の通知を受けたときは、速やかに川俣町空き家改修等支援金請求書（第10号様式）による交付請求書を町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに支援金対象者に空き家改修等支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、支援金対象者が交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱若しくは関係法令に違反したときは、交付の全部又は一部を取り消し、交付した空き家改修等支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により空き家改修等支援金の交付決定を受けたこと等が明らかとなったときは、交付の全部又は一部を取り消し、交付した空き家改修等支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（返還制度）

第16条 町長は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、既に空き家改修等支援金が交付されているときは、期限を付して、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 空き家改修等支援金の交付申請日から5年以内に、本町から転出した、又は、支援金対象事業により改修等した空き家から転居した場合
- （2） 空き家改修等支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

- (3) 虚偽の申請であることや、居住の実態がないこと等が明らかとなった場合
- 2 返還の対象となる金額は別表 1 に定める金額とする。
 - 3 町長は、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 町長は、第 1 項に基づく返還を命ずるときは、その命令に係る空き家改修等支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 5 第 1 項に基づく空き家改修等支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理)

- 第 17 条 支援金対象者は、空き家改修等支援金事業により効用が増加した財産（以下、「効用増加財産」という。）について、効用増加財産管理台帳（令和 年度）（第 11 号様式）を備え、管理しなければならない。
- 2 支援金対象者は、支援金対象事業が完了した後も効用増加財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、空き家改修等支援金の交付目的に従ってその活用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 18 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 支援金対象者は、前項に定める期間内に、効用増加財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下、「効用増加財産の処分」という。）ときは、川俣町空き家改修等支援金に係る効用増加財産の処分承認申請書（第 12 号様式）により町長の承認を受けなければならない。
 - 3 支援金対象者は、空き家改修等支援金事業実施期間中に効用増加財産があったときは、第 12 条に定める申請書に効用増加財産明細書（令和 年度）（第 13 号様式）を添付して町長に提出しなければならない。

式)の効用増加財産明細表を添付するものとする。

- 4 支援金対象者は、効用増加財産の処分により収入があるとき、又はあると見込まれるときは、川俣町空き家改修等支援金に係る財産処分による収入金報告書(第14号様式)により収入金報告書を町長に提出しなければならない。町長は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(会計帳簿等の整備等)

- 第19条 支援金対象者は、空き家改修等支援金の申請に関する証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援金対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び立入調査)

- 第20条 町長は、空き家改修等支援金の交付について適正を期するために必要があると認めたときは、支援金対象者に対して居住実態や関係書類等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(現況の報告)

- 第21条 支援金対象者は、空き家改修等支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、4月1日現在の継続居住の事実について、5月31日までに川俣町空き家改修等支援金現況届(第15号様式)により、町長に報告しなければならない。

(転出・転居の報告)

- 第22条 支援金対象者は、空き家改修等支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間に、本町から転出しようとする場合又は支援金事業により改修等した空き家から転居しようとする場合は、転出・転居先報告書(第16号様式)により町長に報告しなければならない。

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、令和4年4月20日から施行する。

(川俣町空き家改良支援金交付要綱の廃止)

- 2 川俣町空き家改良支援金交付要綱(令和3年川俣町告示第60号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和５年２月１日から施行する。

別表１ 認定申請書の添付書類

①事業計画書（第１７号様式）
②空き家の現況等が分かる写真（外観、内観）
③空き家の購入契約書の写し
④改修等に係る見積書の写し
⑤改修等に係る部位を明記した図面
⑥（賃貸住宅に居住している場合）現在の賃貸借契約書の写し
⑦その他町長が必要と認める書類

別表２ 交付申請書の添付書類

①（移住者の場合）移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
②（移住者の場合）就業先法人の就業証明書（第１８号様式）、又は、自ら事業を営んでいることが分かる資料
③（法人等へ就業している場合）健康保険証又は雇用保険証のコピー
④空き家の全部事項証明書
⑤契約書及び領収書の写し
⑥改修等を実施した部位を明記した平面図
⑦改修等の内容が分かる写真
※着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること。
⑧空き家改修等支援金の交付申請に関する誓約事項（第１９号様式）
⑨その他町長が必要と認める書類

別表３ 返還を命ずる額

返還発生の要因	返還を命ずる額
虚偽の申請等が明らかとなった場合	交付額の全額
空き家改修等支援金の交付申請日から５年以内に、本町から転出した、又は支援金事業により改修等した空き家から転居した場合	交付額の全額

空き家改修等支援金の交付申請日から 1 年以内に、空き家改修等支援金の要件を満たす職を辞した場合	交付額の全額
--	--------

- ※ 1 居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合は、別表 3 に関わらず返還を求める場合がある。
- ※ 2 複数の要因に該当する場合は、いずれか最大の額を適用する。